

資料編

資料1 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

平成5年6月25日

条例第9号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本的責務等(第3条—第7条)
- 第3章 廃棄物の減量及び再利用等(第8条—第13条)
- 第4章 適正処理困難物の抑制(第14条・第15条)
- 第5章 一般廃棄物の処理等(第16条—第23条)
- 第6章 一般廃棄物処理手数料(第24条)
- 第7章 一般廃棄物処理業(第25条—第28条)
- 第8章 浄化槽清掃業(第29条—第31条)
- 第9章 産業廃棄物(第32条・第33条)
- 第10章 地域の生活環境(第34条)
- 第11章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格(第35条)
- 第12章 雑則(第36条—第38条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、法の例によるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 資源物 再利用を目的として市が行う廃棄物の収集において、分別して収集するものをいう。

第2章 基本的責務等

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用等による廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
(住民の責務)

第4条 住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 特別な理由により、多量の家庭廃棄物を生ずる者は、市長が指示する方法等により処理しなければならない。

3 住民は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 法第5条の7の規定により、羽生市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を調査し、及び審議する。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民及び市民団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 商工業関係者
- (4) 廃棄物処理事業者及び廃棄物再生事業者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第7条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2 推進員は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等のための市の施策への協力や地域のリサイクル活動の推進等の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 廃棄物の減量及び再利用等

(市の減量義務)

第8条 市は、資源物の分別収集及び廃棄物処理施設での資源回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては再生品を使用する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(住民の減量義務)

第9条 住民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第11条 市長は、廃棄物の減量及び適正処理並びに再利用の推進に関し必要と認めるときは、住民及び事業者に対し指導又は助言を行うことができる。

(施設の利用)

第12条 市長は、再利用等に関する住民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲において、市長の管理する施設等を住民の利用に供することができる。

(適正包装等)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り廃棄物の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、住民が商品等の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、住民が包装、容器等を不用とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

第4章 適正処理困難物の抑制

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第14条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り回収等)

第15条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収に努めなければならない。

3 住民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

第5章 一般廃棄物の処理等

(家庭廃棄物の処理)

第16条 市は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう収集し、適正に処分しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第18条 市は、法第6条第1項の規定により、一般廃棄物の排出抑制のための方策等の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、これを告示するものとする。

(処理計画の遵守義務)

第19条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等、前条の規定により定められた計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を定められた袋等により収納し、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出して置く所定の場所を常に清潔に保つよう努めなければならない。

(資源物の所有権)

第19条の2 前条第1項の規定により排出された資源物の所有権は、市に帰属するものとする。この場合において、市又は市が指定する事業者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(排出禁止物)

第20条 占有者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第21条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第 22 条 市長は、占有者が第 19 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し期限を定めて必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集の拒否)

第 23 条 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置を採らなかったときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

第 6 章 一般廃棄物処理手数料

(処理手数料)

第 24 条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関して、占有者から、別表第 1 に定める一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可)

第 25 条 法第 7 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 法第 7 条第 6 項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前 2 項の許可の有効期限は、2 年とする。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第 26 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の許可の申請が法第 7 条第 5 項又は第 10 項に規定する許可基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(変更の許可等)

第 27 条 第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 許可業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他の事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から 10 日以内にその旨を市長に届けなければならない。

(許可の取消し等)

第 28 条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法その他の関係法令又はこの条例の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 正当な理由がなく事業の全部又は一部を休止したとき。

第 8 章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可)

第 29 条 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の有効期限は、2 年とする。

(浄化槽清掃業の許可基準)

第 30 条 市長は、前条第 1 項の許可申請者が浄化槽法第 36 条に規定する許可基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

2 第 27 条第 2 項及び第 28 条の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。

(許可申請等手数料)

第 31 条 第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 29 条第 1 項の規定による業の許可を受けようとする者又は当該許可証の再交付を受けようとする者は、別表第 2 に定める手数料を納付しなければならない。

第9章 産業廃棄物

(産業廃棄物の処理)

第32条 法第11条第2項の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量とし、市長が必要のつど指定するものとする。

(産業廃棄物処分費用)

第33条 前条に規定する産業廃棄物の処分に要する費用については、事業者から別表第3に定める手数料を徴収する。

第10章 地域の生活環境

(清潔の保持)

第34条 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保ち、廃棄物が不法に投棄されないよう相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

第11章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格

(技術管理者の資格)

第35条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第12章 雑則

(報告の徴収)

第36条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第 37 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

資料2 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則

平成5年6月28日
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成5年条例第9号。以下「条例」という。）の施行につき、必要な事項を定めるものとする。

(多量の家庭廃棄物の基準)

第2条 条例第4条第2項に規定する多量の家庭廃棄物とは、常時1日平均10キログラムを超えるもの又は一時に100キログラムを超えるものとする。

(廃棄物減量等推進審議会)

第3条 条例第6条に規定する羽生市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(廃棄物減量等推進員)

第6条 条例第7条に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の配置基準は、別に定める。

2 推進員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合の補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(適正処理困難物の基準)

第7条 条例第14条に規定する適正処理困難物とは、当該廃棄物の処理が市清掃センターの処理機能に著しい支障を生ずるおそれのあるものとする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第8条 条例第24条第1項に規定する手数料の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) し尿の処理に関する手数料は、収集のつど徴収する。

(2) 前号以外の手数料の徴収方法は、市長が別に定める。

(手数料の減免の申請)

第9条 条例第24条第2項の規定により、一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が天災その他特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第10条 条例第25条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第25条第2項の規定により、一般廃棄物の処分の業の許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証)

第 11 条 市長は条例第 25 条第 1 項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可をしたとき、又は同条第 2 項の規定による一般廃棄物の処分の業の許可をしたときは、申請者に対し、様式第 4 号による許可証を交付するものとする。

2 前項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 許可業者は、第 1 項の許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに様式第 5 号による申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の変更の許可の申請)

第 12 条 許可業者は、条令第 27 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、様式第 6 号による申請書を市長に提出しなければならない。

(廃止又は変更の届出)

第 13 条 許可業者は、条令第 27 条第 2 項の規定により、事業の全部若しくは一部の廃止又は住所その他の事項を変更したときは、様式第 7 号による届出書を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第 14 条 市長は条例第 28 条の規定により、許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、様式第 8 号又は様式第 9 号による通知書により行うものとする。

(許可証の返納)

第 15 条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 許可証の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) その事業を廃止したとき。

2 許可業者は、法第 7 条の 3 項第 1 項の規定により、事業の全部の停止を命ぜられたときは、その停止が解除されるまでの間、許可証を市長に返納しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第 16 条 条例第 29 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、様式第 10 号による申請書を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可証等)

第 17 条 市長は、条例第 29 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃業の許可をしたときは申請書に対し、様式第 11 号による許可証を交付するものとする。

2 第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条から第 15 条第 2 項までの規定は、前項の許可証の交付を受けた者について準用する。この場合において、第 11 条第 2 項中「一般廃棄物処理業」とあるものは、「浄化槽清掃業」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第 18 条 占有者その他の関係者は、条令第 35 条の規定により関係業務に関して、市長から報告を求められたときは、様式第 12 号又は様式第 13 号による報告書を市長に提出しなければならない。

羽環発第596号
令和3年8月25日

羽生市廃棄物減量等推進審議会会長 様

羽生市長 河田 晃 明

諮 問 書

羽生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の2の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

- 諮問事項 羽生市一般廃棄物処理基本計画の改定について
- ①改定にあたっての課題整理と基本方針
 - ②羽生市一般廃棄物処理基本計画素案

(理由)

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間を期間と定め、平成29年3月に「羽生市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物処理を実施してきました。

今後、行田市との一般廃棄物処理施設の共同処理について合意となり、広域化による廃棄物処理行政を推進していくことから、「羽生市一般廃棄物処理基本計画」を新たに策定し、現計画の進捗状況、社会情勢の変化、廃棄物処理行政の動向に対応するものであります。

つきましては、計画策定にあたり貴審議会においてご審議願いたく、諮問するものです。

令和3年11月25日

羽生市長 河田 晃明 様

羽生市廃棄物減量等推進審議会
会長 岡戸 治郎

羽生市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

令和3年8月25日付け羽環発第596号にて本審議会に諮問されました「羽生市一般廃棄物処理基本計画の改定」について、下記のとおり答申いたします。

記

当審議会は、諮問事項について専門的見地や市民としての視点のもと、これまでの市の取組を評価するとともに、現状や課題を整理し、慎重に審議を重ね別紙のとおり、答申をとりまとめました。

本答申を踏まえ、新たな羽生市一般廃棄物処理基本計画が策定されるにあたり、下記の3点について要望いたします。

- 一般廃棄物については、減量化・資源化を市民及び事業者と協働し継続的に取り組むこと。
- 新たにごみ処理施設の共同整備については、早期整備に向けて、円滑に事業を推進すること。
- 生活排水処理については、生活排水による河川や水路の水質汚濁を防止し、私たちの暮らしにおける環境負荷の低減を目指し、事業を推進すること。

以上

資料5 計画策定の経過

年 月 日		会 議 等	内 容
令和3年	8月25日	第1回廃棄物減量等推進審議会	○諮問 ○一般廃棄物処理基本計画の改定について ・改定の必要性・スケジュール・ポイントについて ・行田市とのごみ処理広域化について
	10月28日	第2回廃棄物減量等推進審議会	○一般廃棄物処理基本計画（素案）について
	11月25日	第3回廃棄物減量等推進審議会	○一般廃棄物処理基本計画（案）について ○答申（案）について
令和4年	1月11日 ～2月10日	パブリック・コメントの実施	羽生市一般廃棄物処理基本計画（案）について 環境課窓口、市ホームページ、公共施設等で募集
	3月末	計画の策定・公表	計画の策定 ・市ホームページ公開 ・公共施設・情報公開コーナーにて閲覧可

資料6 羽生市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	選出機関等	備 考
市民及び市民団体の代表者	石坂明彦	羽生市自治会連合会	
	岡戸治郎	羽生市衛生協力会連合会	会長
	岡安章隆	一般社団法人 羽生青年会議所	
	田沼克典	羽生市PTA連合会	
	日比野好夫	羽生飲食店組合	
	諸井恵古	羽生市食生活改善推進員協議会	
	後藤範子	羽生市女性会議	
	尾上満	資源回収登録団体	
	田村政美	公募	
	新井美穂	公募	
識見者	福田真道	埼玉県東部環境管理事務所長	
商工業関係者	卯ノ木善一	羽生市商工会	副会長
	齋藤篤義	羽生市中央商店街協同組合	
	木村健造	大型小売店舗経営	
廃棄物処理業者及び再生事業者	松本守弘	埼玉県再生資源事業協同組合羽生支部	
	田口陽三	廃棄物処理業者	

資料7 用語解説

あ 行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

SDGs（エスディージーズ）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、平成27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択され、「誰一人取り残さない」という理念の下、すべての国に適用される普遍的な目標として17のゴールと169のターゲットからなります。

汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る泥状のものをいいます。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主になります。

か 行

合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂等）を併せて処理することができる浄化槽のことで、浄化槽法の改正により（平成13年度施行）浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」で、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入することをいいます。

建設リサイクル法

正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

小型家電リサイクル法

正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律です。

ごみ減量協力店・協力事業所

市民や事業者のごみの減量と資源化に関する意識高揚を図り、循環型社会の形成及び地球環境保全の推進を目的に平成19年度から開始した制度です。ごみの減量、資源化に向け、簡易包装や資源物の自主回収など、環境への配慮に積極的に取り組んでいる店舗・事業所を羽生市で認定している制度です。

コンポスター

落ち葉や枯れ草、野菜くずなどの植物残さを、悪臭や虫の発生を抑え、微生物の働きで分解、発酵させて作られるたい肥を作る専用の容器のことをいいます。

さ 行

サーマルリサイクル

廃棄物（主にプラスチック）を焼却したときの熱エネルギーを再利用するリサイクル手法のことで、熱エネルギーを利用した発電をはじめ、温水施設へのエネルギー供給、農業などの熱源として利用されています。

最終処分場

廃棄物は、再使用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

彩の国エコぐるめ協力店

埼玉県内の飲食店等を対象に、小盛りやハーフサイズの設定などにより、食べ残しなどの食品ロスの削減に取り組んでいる埼玉県の登録制度です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

資源化

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用することをいいます。

資源有効利用促進法

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10業種・69品目を対象業種・対象製品として設定しています。

自動車リサイクル法

正式には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度です。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方を指します。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ること等を目的としています。

食品ロス削減推進法

正式には「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、まだ食べることができる食品が廃棄されないよう、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、できるだけ食品として活用することを目的とし、令和元（2019）年10月に施行されました。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁をはかる指標のことで、有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します

た 行

脱炭素社会

二酸化炭素 (CO₂) を排出しない、化石燃料の燃焼に頼らない社会のことをいいます。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、台所や風呂などの生活雑排水の処理ができないため、公共用水域の水質汚濁の要因になるとして、新たな設置は認められず、既設についても合併処理浄化槽への転換がすすめられています。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響及ぼすことが懸念されています。1990年から2100年までの間に、地球の平均地上気温は1.4～5.8℃上昇し、海面水位は9～88cm上昇すると予測されています。

地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費することをいいます。本計画では、地域の余剰食品を地域で消費することをいいます。

中間処理 (施設)

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。中間処理を行う施設を中間処理施設といいます。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、他の廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な基準が適用されます。PCB使用製品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性一般廃棄物等があります。

な 行

生ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

農業集落排水

農業用の用排水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するための農山村地域における生活排水処理施設のことで、農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式です。なお、本市での設置はありません。

は 行

バイオマス

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスとといいます。バイオマスの種類としては、木材、紙、生ごみ、食品廃棄物、糞尿、下水汚泥などがあります。

廃棄物処理法

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、棄物の発生を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理することを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

フードドライブ

家庭で余っている食品を職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクに寄付する活動のことです。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどのさまざまな理由で廃棄される食品を集め（寄贈してもらい）、必要としている施設や団体、困窮世帯などに無償で提供する活動をいいます。

プラスチック資源循環促進法

正式には「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」で、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進することを目的とし、令和4（2022）年4月に施行されます。

フリーマーケット

公園などを会場に、市民が各家庭で眠っている不用品などを持ち寄って販売することをいいます。不用品を捨てずに必要とする人に安く販売はすることで、ごみの減量や資源の再利用に役立てる活動です。

ま 行

マイバッグ

廃棄されるレジ袋削減のため、スーパーなどの小売店で買い物する際に持参する買い物袋（エコバック等）のことです。

や 行

容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

4 R

ごみになるものを断る（リフューズ：Refuse）、ごみの排出を抑制（リデュース：Reduce）、使えるものは何度でも使う（リユース：Reuse）、資源に戻す（リサイクル：Recycle）のごみを減らす4つの総称です。

ら 行

リサイクル（Recycle）

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

リデュース（Reduce）

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リフューズ（Refuse）

不要なものは買わないことで、過剰包装などのごみになってしまうものは買わないことによりごみの発生を抑制します。

リユース（Reuse）

物を繰り返し使うことで、一時使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。

わ 行

ワンウェイプラスチック

一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいいます。

羽生市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

発行 埼玉県羽生市

編集 経済環境部環境課

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地

TEL 048-561-1121 FAX 048-561-6380

ホームページ <http://www.city.hanyu.lg.jp>

E-mail kankyou@city.hanyu.lg.jp